

社会福祉法人東京都社会福祉協議会評議員・役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東京都社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第9条、定款第24条第1項及び定款第29条に基づく評議員、役員及び参与の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第17条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 参与とは、定款第26条による者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席（テレビ会議等での参加、決議省略による場合を含む）の都度、定款第9条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

2 常勤役員に対しては、報酬、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給し、金額は次のとおりとする。ただし、本会の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

- (1) 報酬、地域手当は、別表2に定める1人当たりの月額範囲内とする。
- (2) 期末手当の額は、別表2に定める年額範囲内とする。
- (3) 通勤手当の額は、職員の例による。
- (4) 退職金の支給について、評議員会が必要があると認めるときは支給額は職員の例による。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席（テレビ会議等での参加、決議省略による場合を含む）の都度、別表3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体から給与の支給を受ける職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

4 参与の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席（テレビ会議等での参加、決議省略による場合を含む）の都度、別表3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 本会は、第2条第1項第1号、第2号、第5号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規則に基づき算出されるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第1項、第3項、第4項、第5項に定める報酬を受け取る評議員及び非常勤役員等には、その職務を行うために要する費用が報酬額を上回る場合に限り、その差額を支給する。

4 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

付則 この規程は、平成29年7月1日より施行する。

付則 この規程の改正は、平成30年3月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付則 この規程の改正は、平成31年3月26日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付則 この規程の改正は、令和元年6月27日から施行する。

付則 この規程の改正は、令和2年3月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付則 この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する。

但し、第3条第2項別表2の改正は令和3年3月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付則 この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する。

但し、第3条第2項別表2の改正は令和4年3月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付則 この規程の改正は、令和4年4月1日から施行する。

但し、第3条第2項別表2の改正は令和5年3月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

平成29年 6月19日 制 定

平成30年 3月27日 一部改正

平成31年 3月26日 //

令和元年 6月27日 //

令和2年 3月26日 //

令和3年 3月26日 //

令和4年 3月24日 //

令和5年 3月28日 //

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)		年度総額 (1人当たり)	年間総額 (合計)
評議員	出席・テレビ会議等での参加	5,000円	30,000円	1,740,000円
	決議省略	3,000円		

別表2 常勤役員の報酬

役職	報酬月額 (1人当たり)	地域手当月額 (1人当たり)	期末手当年額 (1人当たり)	年間総額 (1人当たり)
役員 (常勤)	633,700円	126,740円	3,694,787円	12,820,000円

別表3 非常勤役員等の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)		年度総額 (1人当たり)	年間総額 (合計)
理事 (会長以外)	出席・テレビ会議等での参加	5,000円	80,000円	1,440,000円
	決議省略	3,000円		
理事 (会長)	出席・テレビ会議等での参加	10,000円	250,000円	250,000円
	決議省略	3,000円		
監事 参与	出席・テレビ会議等での参加	5,000円	80,000円	240,000円
	決議省略	3,000円		